いじめ発見時の対応

熊本市立飽田南小学校

早 期 発 見

本人からの訴え（早期発信）

児童生徒からの報告

いじめの発見

保護者、地域からの情報

関係機関からの連絡

迅速な対応（管理職への報告・相談）

＜被　害　児　童＞
- ○事実関係の把握、確認
- ○安全確保
- ○心のケア

＜加　害　児　童＞
- ○事実関係の把握、確認
- ○いじめ行為の制止
- ○心のケア

＜保護者との連携＞
- ○事実関係の報告
- ○教育相談の実施

いじめ防止等対策委員会

教育委員会

- ○事実関係の確認
- ○関係機関との連携
- ○役割分担の確認
- ○対応、指導方針の確認
- ○情報の整理・記録・共有

関係機関
スクールサポーター
スクールカウンセラー

校　内

◆被害児童への対応
- ○丁寧に聞き取り、家庭訪問等により、その日の内に把握した事実関係を保護者に伝える。
- ○徹底して守り通す（継続的な声かけ）。
- ○心のケアを行う。

◆加害児童への対応
- ○丁寧に聞き取り、いじめに至った児童の背景にも目を向ける。
- ○絶対許されない行為であることを理解させる。
- ○心のケアを行う。

◆周りの児童への対応
- ○毅然とした姿勢を学級・学年・学校全体に示す。
- ○傍観する行為もいじめであり、被害者を深く傷つけていることを認識させる。

保護者

◆被害・加害児童の保護者への対応
- ○いじめ発生に対する謝罪をし、事実関係の説明をする。
  （継続的な報告・窓口の一本化）
- ○保護者の要望等を聞き、今後の対応方針を確認する。
- ○話し合いの場を設定し、教職員が必ず同席する。

◆周りの児童保護者への対応
- ○必要に応じて、学級懇談会等で事実経過について説明する。

「継続した支援と指導」「再発防止」